



リハビリ便り



6月に突入し今年も半分が過ぎようとしています。梅雨時期となり、気温も上がってくる季節です。夏の本番に向けて体調を整えていきましよう。さて、今回は地域包括ケア病棟についてです。

地域包括ケア病棟とは

厚生労働省は「急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域ケアシステムを支える」と定義づけしています。つまり①急性期治療を終えた方の受け入れ、②自宅や施設からの緊急の受け入れ、③在宅・生活復帰支援の3つの役割をもつ病棟になります。

地域包括ケアって何？

病棟の名前にもなっている「地域包括ケア」とは何か。皆さんご存じでしょうか。

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けられるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方となります。当課でもこれらに基づいた取り組みや関わりを行っていきたいと考えております。

当院地域包括ケア病棟の紹介と特徴

当院地域包括ケア病棟はベッド数44床、専属の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を計10名配置し、多職種協働で患者さんに関わらせて頂いております。

特徴① 個別リハの提供

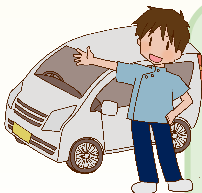
個別リハビリは1患者さんあたり1日平均2単位（40分）以上の提供を行っております。患者さんそれぞれの問題点に対して評価を実施し、運動療法や日常動作訓練を中心としたリハビリプログラムを提供し、退院後の自主練習や動作指導も積極的に行っております。

特徴② 早出業務

地域包括ケア病棟のリハビリスタッフは早出勤の2勤務体制をとっています。ベッドから車椅子に移って食事をするなどで離床時間の拡大を図ったり、リハビリ室で行う運動だけではなく、食事の時間帯に多い生活動作（食事・歯磨き・洗顔・トイレ）など退院後の日常で行う動作を獲得するために介入を行っております。

（理学療法士：下川）

訪問リハビリに関するご相談



問い合わせ先：リハビリテーション課

担当者 安東

電話：097-597-5777（代表）

ご不明な点など、まずはお気軽にご相談ください。

または、担当のケアマネジャーなどへお問い合わせ下さい。

